

6 養父母に対する扶養費の支払い

- ・ 孤児が日本に永住帰国後、中国に残された養父母等に対する扶養費の支払い等は、日中間で協議を重ねた結果、昭和59年3月と昭和61年5月の2回にわたり日中両国政府間で口上書が交換され、これまでに3,093名分、約8億7,123万円を中国紅十字会総会に送金している。
- ・ 扶養費の額は、帰国孤児1人当たり10,800元を一括して支払っている。
(月額60元×支払期間15年分)
- ・ 扶養費支払いの対象者は、日本に永住帰国した孤児（孤児と同様の状況にあったことを日中両国が確認した者を含む。）の中国に残された養父母等となっている。
- ・ なお、日中国交正常化前に帰国した者の養父母等は、支払い対象とならない。